

令和5年度 有田町

汚水処理 ニュース

保存版



バンダイナムコグループの「ガンダムプロジェクト」が企画する「ガンダムマンホールプロジェクト」より、2種類のデザインマンホールが寄贈されました。町内2ヶ所に設置されます。



キレイな水を未来まで!!

下水道(農業集落排水や合併浄化槽を含む)ができると……

1

川がキレイになります

家庭などから発生する汚水を浄化してから川へ放流しますので、川はいつもキレイです。

3

悪臭や害虫の発生が少なくなります

生活排水が側溝や川へ流れ込まないので、悪臭や害虫の発生が少なくなります。

2

水洗トイレが使えます

快適で衛生的な水洗トイレが使えるようになります。

4

街が清潔になります

台所やお風呂の排水も下水道へ流れるので、清潔な住環境が保たれます。

地球環境を守るために 汚れた水をキレイな水に戻して流すことが 私たちの責務です

有田町の指定を受けた工事店

会社名	住所	電話番号
(有) 福川設備	有田町南原丁55-7	42-3086
サンエイ住設	有田町中樽2-2-12	43-3567
(株) 小林産業	有田町黒川甲1582-2	46-2177
(有) 福田管工	有田町二ノ瀬甲1514-2	46-2034
(株) 下建設	有田町本町乙3007-8	43-2294
(株) 有田建設	有田町稗古場1-2-7	42-5264
青井商事(有)有田営業所	有田町戸矢甲1535	43-2362
松浦土建(株)	有田町大木宿乙883-2	46-3426
岩尾磁器工業(株)	有田町外尾町丙1436-2	43-2111
(有) 川口工務店	有田町戸矢乙741番地1	42-5848
泰和興産(株)	有田町南原丁55-6	42-3610
(株) 西有田土木	有田町上内野丙3430-1	46-3273
(有) 樋渡設備	有田町山本乙1918-1	46-4450
(有) 岩崎鉄工	有田町上内野丙3783	46-4141
岩忠建設(株)	有田町立部乙2238-1	46-2426
(株) 山中建設	有田町黒川丙678	46-3013
小代設備	有田町黒牟田丙2914	42-5300
藤設備	有田町山谷牧甲2229	090-9482-1545

発注状況により接続工事と日数を要する場合があります。
まず、施工業者にスケジュールの確認をお願いします。

令和5年7月現在

水洗化には排水設備が必要です

排水設備工事の手順

《工事の流れ》

工事店の選定

工事費の見積り等をとって工事店を決めます。

工事申請書の提出

工事内容に合わせて申請書を作成し、町へ提出します。
※申請書作成と提出は工事店が代行します。署名と捺印が必要です。

工事着工

工事期間は、平均で7日から10日ほどです。
水洗トイレに改造する場合はこのうち4日ほど仮設トイレ使用となります。

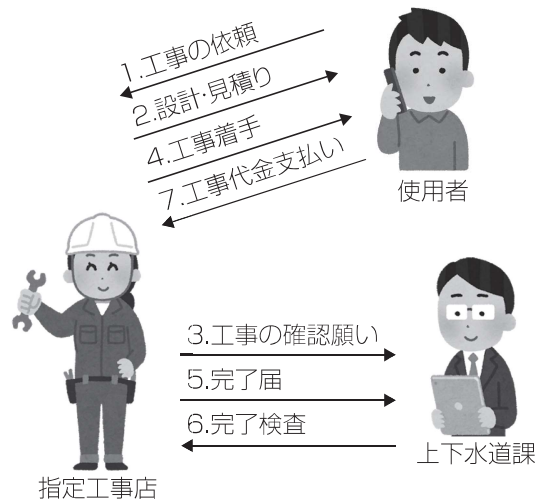
完成・検査

工事が終了したら完了届を提出してください。その後、上下水道課で検査し「検査済証」を後日届けます。
※完了届の作成・提出も工事店が代行します。

各世帯で指定工事店に依頼してください

■排水設備工事は、有田町が指定した「指定工事店」でなければ行えません。

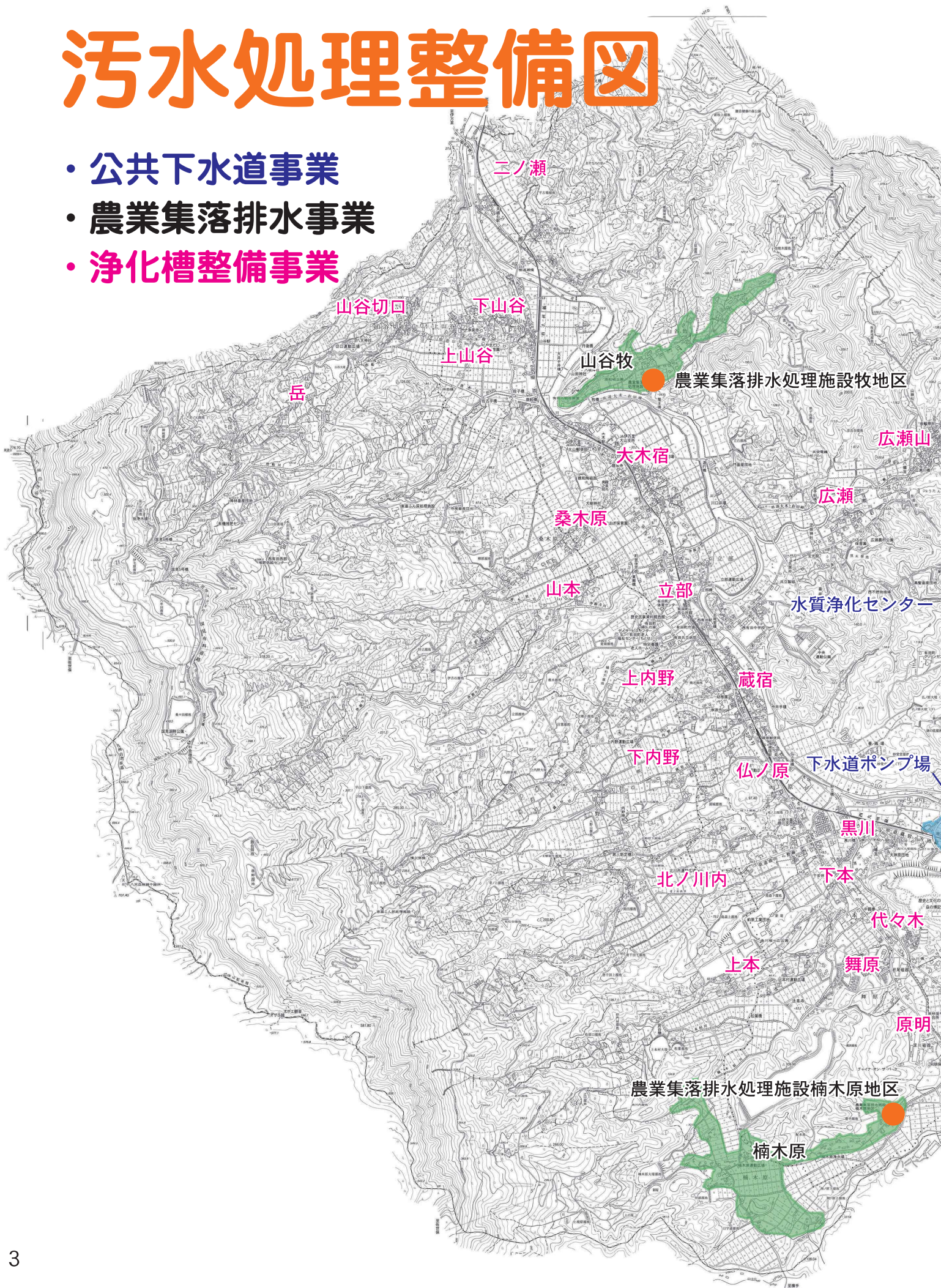
※有田町の指定工事店は下表のとおりです。



伊万里市		
会社名	住所	電話番号
(株) J A ライフサポート佐賀	伊万里市南波多町府招459-1	0955-24-2049
(株) 岩野設備	伊万里市大坪町丙2115-1	0955-22-8380
金崎建設(株)	伊万里市松島町110-2	0955-22-4106
亀栄建材(株)	伊万里市伊万里町乙186	0955-22-7800
(有) ミナミ水工	伊万里市南波多町井手野2959-5	0955-24-2935
(株) 相生	伊万里市脇田町1204-5	0955-23-9060
(有) 日設	伊万里市大坪町甲1568	0955-23-9650
ひろ住設	伊万里市東山代町長浜854-1	0955-23-8235
(株) 吉光建設	伊万里市二里町中里甲3394-3	0955-23-2888
(有) せいら設備	伊万里市大川内町甲4098	0955-23-0245
川菱	伊万里市二里町八谷瀬112-23	0955-23-0525
(株) 前田吉彦商店	伊万里市南波多町府招3632	0955-24-2265
(株) シンセイ	伊万里市松浦町山形6211-1	0955-26-2956
(株) ワイズプランSP	伊万里市大川内町丙1360番地1	0955-23-0283
(株) 勝栄機工	伊万里市南波多町馬蛤漏5013番地99	0955-25-0122
武雄市		
(有) 宮副建設	武雄市山内町大字大野8940	0954-45-3790
(有) 上田設備	武雄市武雄町大字武雄438番地1	0954-23-4600
下平設備	武雄市山内町鳥海8163-2	0954-45-3152
(株) 橋口管工社	武雄市朝日町大字中野10496	0954-22-2923
(有) 前田産業	武雄市山内町大字宮野25552-1	0954-45-4308
(有) 山口工務	武雄市山内町大字大野9798-2	0954-45-3428
松田建設(株)	武雄市北方町大字志久2572番地4	0954-36-4381
(有) 山内設備	武雄市山内町三間坂甲12945番地	0954-45-4170
朝日I&R建設(株)	武雄市武雄町大字昭和92	0954-27-7521
(株) 富岡設備工業	武雄市武雄町大字昭和39-16	0954-22-3307
唐津市		
ブラス管工	唐津市鎮西町丸田副7432-1	0955-82-1412
佐賀市		
(有) 小柳工業	佐賀市本庄町大字本庄279-1	0952-29-2605
(有) 梅野エルビー	佐賀市久保泉町大字川久保819-10	0952-98-0049
(有) 大坪設備工業	佐賀市鍋島町大字蛸久87番地2	0952-30-1467
小城市		
馬場設備工業	小城市芦刈町芦溝839-3	0952-66-5780
三根住設	小城市小城町栗原374-1	0952-37-6456
白石町		
(有) 藤木設備	杵島郡白石町大字坂田2609-1	0954-65-5015
野上設備	杵島郡白石町大字福富下分3202	0952-71-7006

污水处理整備図

- ・ 公共下水道事業
- ・ 農業集落排水事業
- ・ 浄化槽整備事業



凡 例

■ 公共下水道事業

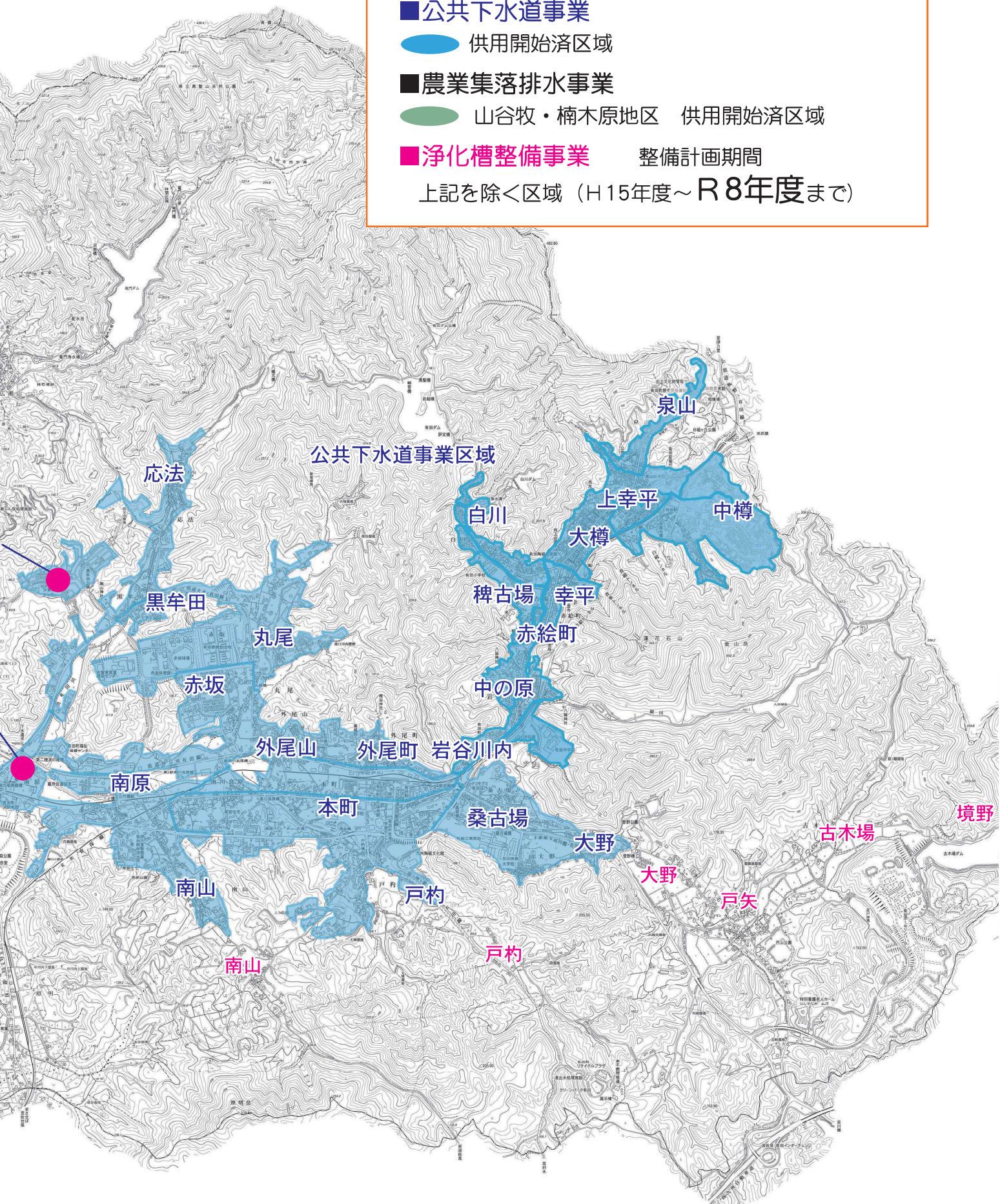
● 供用開始済区域

■ 農業集落排水事業

● 山谷牧・楠木原地区 供用開始済区域

■ 浄化槽整備事業 整備計画期間

上記を除く区域 (H15年度～R8年度まで)



公共 下水道 事業

東地区は、東から西に向かって地形が緩やかに傾斜し、道路に沿って住居が密集しているという二つの利点があり、公共下水道事業により、下水道管が布設されています。

公共下水道事業は平成14年度に黒牟田地区から供用開始し、令和5年4月で整備予定区域全域を整備しました（普及面積419.5ha）。人口普及状況でみると、9,463人（令和5年3月末時点区域内人口）が接続可能となっています。

●受益者負担金

公共下水道の普及工事については、処理場の建設費や管路の普及工事費用の一部を受益者負担金として、公共下水道が布設されたエリアに土地を所有される方などに納付いただいています。

受益者負担金は、皆さんが所有する土地の面積に応じて算出し、1㎡当たり450円を乗じた額になります。これは、一つの土地に1回限りの負担です。

例えば、100坪≒330㎡の宅地を所有している場合、330㎡に450円を乗じて算出した額148,500円が負担額です。

これまで、供用開始する年の4月上旬に土地所有者の方へ、申告書をお送りし、所有者や納付者の確認後、返送していただきました。今後は、エリアの拡大は当面予定していないため、毎年6月上旬に納付書をお送りします。

納付方法は、年に4回の5年間に分割して納付いただく方法と、年一括や全期一括などまとめて納付いただく方法があります。

分割納付の場合は、年間4期（6月、8月、10月、12月末日）の5年間、合計20期の分割払いです。

全期一括納付をされると前納報奨金を差し引いた額が負担金の納付額となり、その分お得（20期分を1期目の納期限までに一括納付された場合は約9%引き）です。これまで、6割近くの方が、一括納付をご利用されました。

●今後、宅地開発や新築など新規に建設工事をされる土地について

これまで、受益者負担金は山林や農地など、宅地としての利用が難しい土地の場合に、猶予申請書を提出いただき、猶予処理を行うなどしています。

猶予していた土地に、今後、家屋や施設を建築される場合は、受益者負担金の納付や新たに公共マスの設置工事が必要となる場合があります。

公共マスの設置については、工事に時間を要するため、建設前に事前に上下水道課へご相談ください。

また、既に公共マスが設置されている場合は、自己負担で移設いただく場合もあるため、排水設備確認のため、上下水道課へご相談ください。

公共下水道への接続が可能となった地域は

3年以内に公共下水道への接続が義務付けられています！

公共下水道区域内で合併処理浄化槽設置事業補助金制度により設置した浄化槽や単独浄化槽、し尿汲みとり、雑排水（お風呂や台所）を含め、遅滞なく下水道への接続をご検討ください。

●下水道使用料

排水設備工事が完了し、下水道の利用を始めると、水道メーターや井戸水等の使用量報告などから汚水量を算定し、翌月から下水道使用料をお支払いいただきます。詳しくは10ページの汚水使用料をご覧ください。

●排水設備工事費

道路下の下水管理設や、各宅地内の公共マスまでは町が設置しますが、排水設備工事は自己負担となります。

台所・風呂・洗面所などの排水管工事費用と、くみ取りトイレならば水洗便器に取り替える費用も合わせて、一般的な家庭で50～150万円の工事費が必要です。

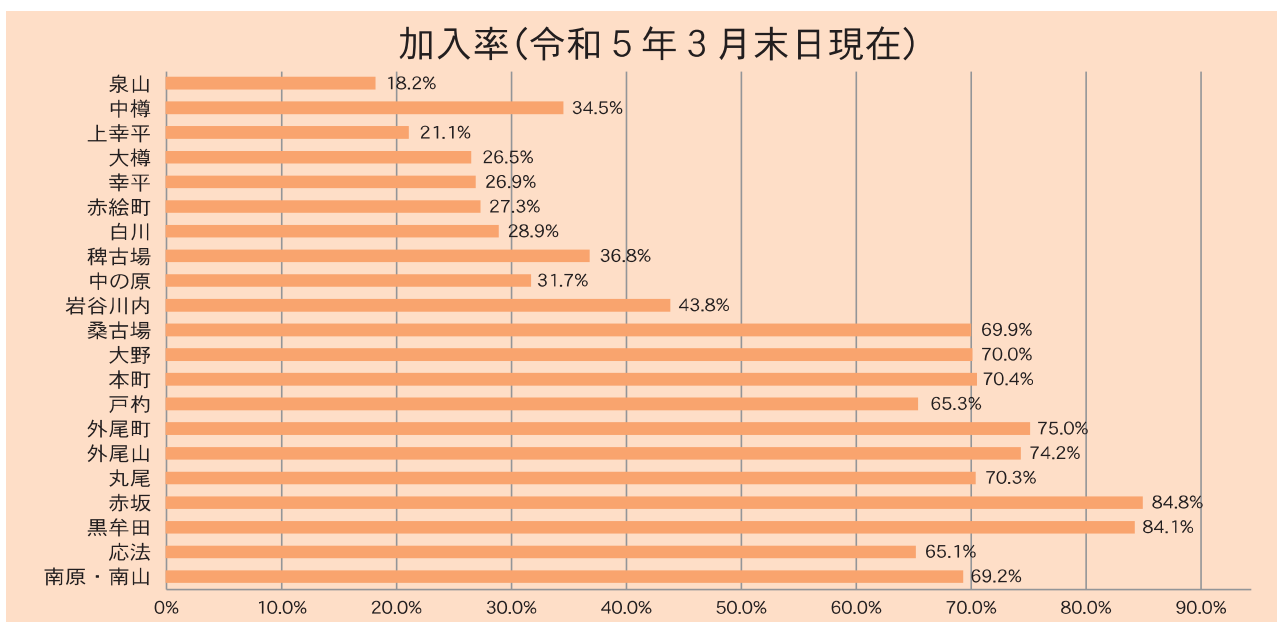
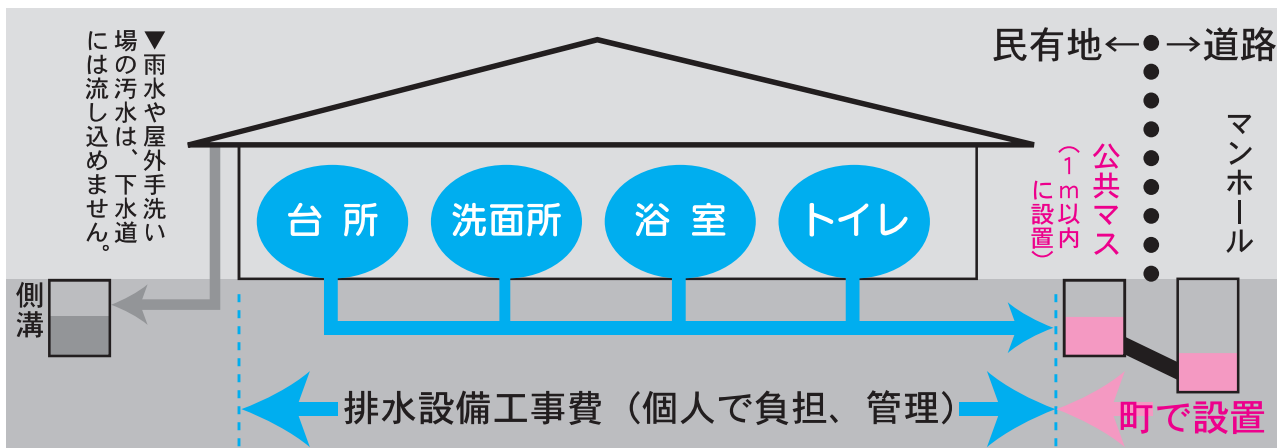
また、すでに合併処理浄化槽を設置している場合は、水洗化や配管済みのため切り替え工事に費用が必要となるほか、浄化槽の撤去費用が別途発生します。

敷地内の排水設備工事は、町の指定を受けた工事店に依頼しなければなりません。

(1～2ページ参照)

各世帯や事業所では、水洗トイレの便器を選定し工事見積書を取り、工事店へ工事をご依頼下さい。

その後の町への申請書作成や工事、工事完了の検査立会いなどは、工事店が代行されます。



※公共下水道が整備されたエリアでの水道件数に対する接続率です。南原・南山については、水道事業により検針が一括して行われているため、合算されています。

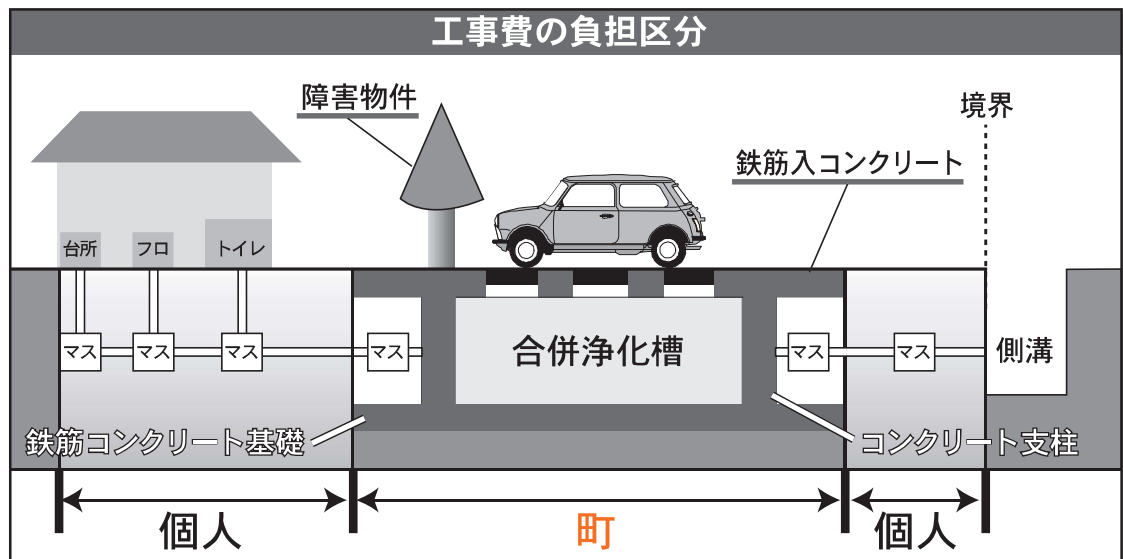
浄化槽 整備 事業

浄化槽整備事業とは、個人の敷地に町の費用で浄化槽を設置し、維持管理を行う事業です。

西地区では農業集落排水事業区域を除く区域で、平成15年度からこの事業に取り組んでいます。東地区では公共下水道区域のうち市街地から離れた地区を、平成17年度から浄化槽整備事業区域に設定しています。対象区域は、境野・古木場・戸矢の全域と、岩谷川内・大野・戸杓・南山の一部地域です。事業開始後の新規設置はこれまで1,430基となりました。これにより令和5年3月末で、浄化槽区域内の合併浄化槽の人口普及率は約65%となりました。

令和5年度は50基の設置を予定し、申し込み順に設置していきます。申し込みは上下水道課で12月上旬まで受け付けています。

工事費の負担区分と負担経費



※使用者負担経費 一般的な家庭で50~120万円

- ・浄化槽までの配管工事費
- ・浄化槽から放流先までの配管工事費
- ・庭木、ブロック塀、地下埋設物等の構造物や障害物除去、設置費用
- ・放流ポンプ設置費用（必要な家庭のみ）
- ・トイレの水洗便器購入費、設置費
- ・トイレの改造費、水道工事費
- ・その他（水道料、電気料、負担金）

町負担経費

標準工事

- ・本体設置に係る設計費
- ・浄化槽本体購入費
- ・本体設置工事（ブロワーを含む）
- ・コンクリート工事（スラブコンクリート）
- ・その他特に町長が必要と認める工事

設置工事の範囲と負担区分は上記のとおりです。

家庭内の排水設備工事は、町の指定を受けた工事店に依頼する必要があります。

(1~2ページ参照)

適切な浄化槽の維持管理について

浄化槽は微生物が主役です。間違えた使い方をするとう性能を引き出すことができず、処理ができていない汚水が河川に放流されます。また汚水が腐敗して、異臭が発生し生活環境が悪くなります。微生物に影響するような薬剤（カビ取り剤、漂白剤）の使用は控えめにする、野菜くずや油は浄化槽に流さない、ブロワーの電源は絶対に切らないなど注意をお願いします。

設置申し込み

- 1.浄化槽の設置を希望する住宅所有者は、町に設置申請書を提出してください。
- 2.申請後に、町が設置箇所の確認と工事計画書の作成を行い、申請者の承諾を得ます。槽の大きさは原則、次のとおりです。

建物の延べ床面積

- ・ 130㎡(約40坪)以下は5人槽
- ・ 130㎡を超える場合は7人槽
- ・ 台所と浴室が2箇所以上は10人槽

接続までに、設置者講習会（伊万里保健福祉事務所等で開催）の受講が必要です。

■分担金

申請者は、工事費の一部を分担金として、工事発注前に町に納める必要があります。

人槽	金額(税込)	人槽	金額(税込)
5人槽	165,000円	28人槽	1,058,640円
7人槽	165,000円	30人槽	1,058,640円
10人槽	165,000円	35人槽	1,230,240円
14人槽	352,930円	40人槽	1,230,240円
18人槽	542,520円	45人槽	1,417,020円
21人槽	683,100円	50人槽	1,417,020円
25人槽	683,100円	51人槽～	※別途計算

※51人槽以上の人槽については上下水道課へ問い合わせてください。

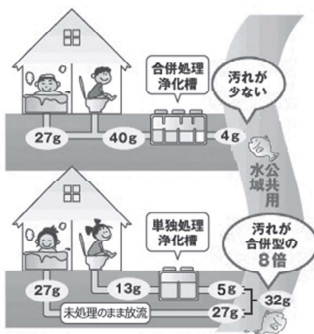
浄化槽使用料

浄化槽の維持管理費や機械補修費が必要なため、設置後は浄化槽使用料を毎月お支払いいただきます。詳しくは10ページの汚水使用料欄をご覧ください。

●浄化槽整備事業による整備状況

No	地区名	浄化槽普及率
1	原明	59.1%
2	舞原	54.8%
3	代々木	79.4%
4	楠木原	56.3%
5	上本	77.0%
6	下本	63.6%
7	北ノ川内	66.5%
8	黒川	55.8%
9	仏ノ原	70.1%
10	下内野	65.8%
11	上内野	72.0%
12	蔵宿	61.3%
13	桑木原	83.8%
14	山本	58.5%
15	大木宿	62.2%
16	立部	75.9%
17	広瀬	73.1%
18	広瀬山	46.8%
19	岳	45.5%
20	山谷切口	54.6%
21	上山谷	61.7%
22	下山谷	50.5%
23	山谷牧	..
24	二ノ瀬	80.0%
25	中樽	0.0%
26	岩谷川内	50.0%
27	境野	68.6%
28	古木場	88.7%
29	戸矢	64.0%
30	大野	60.0%
31	戸杓	41.0%
32	南山	47.7%
合計		65.2%

合併処理浄化槽への転換をご検討ください!!



出典：環境省「浄化槽サイト」より

※数値は1人の利用者が1日に出す水質汚濁物質の量をBOD（生物学的酸素要求量）で表したものです。BODは微生物が水中の有機物を分解する際に必要とする酸素量の事で、高いほど汚染されている事になります。

合併処理浄化槽であれば、お風呂や台所、トイレの排水を併せて高い処理能力で処理する為、BODは全体で4gとなりますが、単独浄化槽では台所やお風呂などの生活雑排水の浄化ができませんので、27gのBODがそのまま河川へ放流されます。また、設置されている単独処理浄化槽の能力によっては、トイレの排水の処理能力も低くなります。

合併処理浄化槽は、家庭から出る生活排水（し尿、台所、お風呂、洗濯等の雑排水）の全てを浄化できるものです。し尿処理だけに対応した単独浄化槽及び汲み取りでは、台所、お風呂、洗濯等の排水をそのまま河川に流してしまい、自然環境に大きな負担をかけてしまいます。水洗化による生活環境の向上と河川浄化のため、早期の浄化槽設置をお願いします。

農業集落排水事業

▽農業集落排水事業（山谷牧地区）

供用開始年度 平成10年度
 地区内世帯数 64件
 現在加入世帯数 50件 (78.1%)

▽農業集落排水事業（楠木原地区）

供用開始年度 平成12年度
 地区内世帯数 115件
 現在加入世帯数 94件 (81.7%)



▲農業集落排水処理施設牧地区

農業集落排水事業は、平成10年度から山谷牧地区を、平成12年度から楠木原地区を供用開始しています。

それぞれの地区に処理施設を設け、管路により汚水を集めて処理しています。令和5年3月で、山谷牧地区は78.1%、楠木原地区は81.7%の世帯が接続を完了し、汚水処理を行っています。

充実した処理施設

処理水の窒素除去率が高い処理方式を採用しており、それぞれの処理施設から処理水をポンプで上流に圧送し、農業用水として再利用することも可能です。

また、楠木原地区の処理施設には汚泥処理設備を併設しています。脱水機と乾燥機の併用で、発生する汚泥を乾燥させ、顆粒状の肥料として再利用しています。



▲農業集落排水処理施設楠木原地区

農業集落排水事業区域は、供用開始から**3年以内**に接続するよう努めなければならないと町条例でさだめられています。既に両地区で3年以上が経過しています。未接続の場合は早期の接続をお願いします。

汚水処理人口普及率の推移

令和5年3月末現在

年 度		H30末	R元末	R2末	R3末	R4末	
年度末人口		19,911人	19,686人	19,389人	19,145人	18,986人	
汚水処理人口	公共下水道	8,578人	8,648人	9,187人	9,179人	9,462人	
	浄化槽	整備事業	4,121人	4,298人	4,137人	4,212人	4,321人
		個人設置	2,702人	2,535人	2,486人	1,872人	1,567人
	農集排	山谷牧地区	194人	186人	190人	192人	185人
		楠木原地区	344人	336人	314人	305人	303人
合 計		15,939人	16,003人	16,314人	15,760人	15,838人	
汚水処理人口普及率		80.05%	81.29%	84.14%	82.32%	83.42%	

※公共下水道および農業集落排水の数値については、普及人口のため接続人口ではありません。
 ※浄化槽の個人設置人口は、公共下水道や農業集落排水事業の普及面積が広がれば減少していきます。

汚水使用料

公共下水道事業、浄化槽整備事業、農業集落排水事業の使用料は、平成19年8月分より料金を統一しました。

水道使用量制へ変更したことで、毎月の水道使用量により汚水使用料が変動します。右側に早見表を掲載しています。

(税込)			
基本使用料	0 m ³ ～	10 m ³	1,870 円
	11 m ³ ～	20 m ³	165 円
超過使用料 (1 m ³ 当たり)	21 m ³ ～	50 m ³	187 円
	51 m ³ ～	100 m ³	220 円
	100 m ³ を超える部分		253 円

●汚水量の算出方法

■水道水のみの場合

水道の使用料を汚水の使用料とします。

■水道水と井戸水を併用している場合

◇子メーターを設けた場合、その水量を水道水に加算し汚水の使用料とします。

◇子メーターを設けない場合、水道水に1人1月3m³を加算し汚水の使用量とします。

(例えば3人家族は9m³加算)

■井戸水のみの場合

◇子メーターを設けた場合、その水量を使用水量とします。

◇子メーターを設けない場合、1人目は8m³とし、1人増えるごとに5m³を加算し汚水の使用量とします。

(例えば3人家族は8+5+5=18m³)

毎日どのくらいの水を使っているの？



お風呂
115ℓ

トイレ
60ℓ

炊事
51ℓ



洗濯
43ℓ



洗顔など
17ℓ

=286ℓ
1人あたりの
1日平均使用量

令和4年版日本の水資源の現況(国土交通省)
平成27年度一般家庭水使用目的別実態調査(東京都水道局)参照

■水道料金と汚水使用料の早見表(税込)

水道の使用水量	水道料金※ 一般的なご家庭の	汚水使用料	(参考) 人員目安
10 m ³	1,881 円	1,870 円	
11 m ³	2,068 円	2,035 円	
12 m ³	2,255 円	2,200 円	
13 m ³	2,442 円	2,365 円	
14 m ³	2,629 円	2,530 円	
15 m ³	2,816 円	2,695 円	2 人家族
16 m ³	3,025 円	2,860 円	
17 m ³	3,234 円	3,025 円	
18 m ³	3,443 円	3,190 円	
19 m ³	3,652 円	3,355 円	
20 m ³	3,861 円	3,520 円	3 人家族
21 m ³	4,070 円	3,707 円	
22 m ³	4,279 円	3,894 円	
23 m ³	4,488 円	4,081 円	4 人家族
24 m ³	4,697 円	4,268 円	
25 m ³	4,906 円	4,455 円	
26 m ³	5,115 円	4,642 円	
27 m ³	5,324 円	4,829 円	
28 m ³	5,533 円	5,016 円	5 人家族
29 m ³	5,742 円	5,203 円	
30 m ³	5,951 円	5,390 円	
31 m ³	6,160 円	5,577 円	
32 m ³	6,369 円	5,764 円	
33 m ³	6,578 円	5,951 円	
34 m ³	6,787 円	6,138 円	6 人家族
35 m ³	6,996 円	6,325 円	
36 m ³	7,205 円	6,512 円	
37 m ³	7,414 円	6,699 円	
38 m ³	7,623 円	6,886 円	
39 m ³	7,832 円	7,073 円	
40 m ³	8,041 円	7,260 円	
41 m ³	8,250 円	7,447 円	
42 m ³	8,459 円	7,634 円	
43 m ³	8,668 円	7,821 円	
44 m ³	8,877 円	8,008 円	
45 m ³	9,086 円	8,195 円	
46 m ³	9,295 円	8,382 円	
47 m ³	9,504 円	8,569 円	
48 m ³	9,713 円	8,756 円	
49 m ³	9,922 円	8,943 円	
50 m ³	10,131 円	9,130 円	
100 m ³	20,581 円	20,130 円	

令和2年度生活用水実態調査
東京都水道局より

※水道メーターがφ13mmの場合
※消費税率10%

これから排水設備を設置される方へ
こんな制度があります

特典

公共下水道事業
浄化槽整備事業
農業集落排水事業

改造資金を積み立てる場合

汚水処理積立奨励金

積立奨励金制度は3年以上積み立てた場合、積立額（※限度額100万円）か、支払った排水設備工事費と受益者負担金（分担金）の合計額、どちらか少ない方の2%の額を工事終了後に奨励金として交付します。

※ トイレが1か所の場合は限度額100万円、2か所ある場合は30万円上積みして限度額130万円になり、3か所目以降も同額を上乗せします。

例えば、町内の金融機関で3年以上かけて80万円を積み立てし、排水設備工事費と受益者負担金の支払額合計がそれを上回れば、16,000円が奨励金となります。

奨励金の交付は、接続工事完了後に上下水道課へ申請してください。その際、積立証明書、工事領収書、負担金領収書や印鑑が必要です。

新規積立をされる際は、ご自宅の改造計画より逆算して、3年以上の積立期間が必要です。金融機関の窓口で手続きを行ってください。

改造資金を借り入れる場合

改造資金利子補給金

下水道への接続や合併浄化槽設置のための排水設備工事費用として、各個人が金融機関から融資を受けた場合、完済後に町が利子補給金を交付します。

金融機関から融資を受けた時に町への申請が必要です。その後、完済されたあとに償還状況書類を添えて、利子補給金の請求を改めて行ってください。

返済された利子分を、融資完済後に利子補給金として交付します。

※年率2.5%と借入期間60月に係る利子が補給限度です。例えば、融資額100万円の場合、利子約6万円を交付します。

公共下水道事業の場合、供用開始1年目に融資を受けた場合、上記の利子の100%を補給しますが、2年目は80%、3年目以降は50%と下がりますので、早期接続がお得です。

農業集落排水事業は、既に3年以上経過していますので、利子補給率は50%となります。

将来の有田を守るために

有田町では、地域に適した汚水処理事業を行っています。根本は水環境の整備です。有田川を守り、海を守り、そして地球環境を守るために大切なことだと考えています。接続には大きな負担が伴いますが、皆様のご協力をお願いします。

汚水処理の使用上のお願い

- 水洗トイレでは、トイレットペーパー以外の紙や異物は流さないでください。
- 台所では、水きり袋や三角コーナーを利用して調理くずを流さないでください。
- 天ぷら油などの食用廃油は回収するなど、排水口に流さないでください。
- 台所や風呂場の排水口には、異物が流れ込まないように、必ず網か格子をつけてください。また、デイスプーザー（流し台の生ゴミ粉碎機）は使えません。